

平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階
ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 天 野 量 公

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討下さいまして、平成18年6月22日までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印の上、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。なお、詳細は別紙色紙の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京 3階「大和の間」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第5期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 第5期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（32頁）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結営業年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）におけるわが国経済は、原油価格の動向等一部に不安定な要素は見られたものの、設備投資の増加や、雇用情勢の改善から個人消費が底堅く推移するなど、景気は踊り場を脱し穏やかな回復基調が続きました。

当社グループの属する業界におきましては、政府の金融再生プログラムに基づく主要行の不良債権比率半減目標の達成により、都市銀行及び大手地銀による不良債権処理のピークは越えたものの、不動産市況の回復に伴う不動産担保付債権の活性化や地域金融機関及び整理回収機構（RCC）による債権処理等により、不良債権の流動化市場は活発化しております。一方で、証券化による債権流動化案件や再生型案件などサービサーの対象案件は多様化しており、より高度で柔軟な対応力と専門性が求められております。また、サービサーの営業許可業者数は平成17年12月末時点で94社となっており、債権の買取競争はますます激しくなっております。

この様な経営環境のもと当社グループは、金融機関等に対する積極的な営業活動により特定金銭債権買取の拡大、顧客の再生と当社の収益確保に配慮した効率的な回収業務、並びに不動産関連業務の強化に努めました。

なお、当社は平成17年8月18日付で、住宅ローン不良債権業務に関する協力を目的として㈱アイディーユーと業務提携し、平成17年9月26日付には中国市場における不良債権投資事業への参入を目的として、中国上海市の国有企業である上海産権集团有限公司と合併事業に関する基本合意書を締結いたしました。また、平成16年12月に企業再生ファンドを手掛ける三洋パンフィック投資顧問㈱の株式14%を取得し、同社が組成管理するファンドへの出資や案件紹介等により企業再生業務について協力してまいりましたが、共同での事業展開を更に強化することを目的として、平成18年3月30日付で同社への出資比率を35%に引き上げ、当社の持分法適用関連会社とすることいたしました。

当連結営業年度の業績につきましては、金融機関との継続取引及び新規取引の開拓に努めました結果、整理回収機構（RCC）及び地方銀行との取引を中心に債権買取額（投資額）は17,870,015千円（前年同期比17.2%増）、買取債権残高は24,038,792千円（同75.3%増）となりました。また不良債権処理の一環として取得した不動産買取額（投資額）は8,068,650千円（同391.4%増）、買取不動産残高は6,126,361千円（同817.0%増）となりました。

営業収益につきましては、効率的な債権の管理回収の進捗により買取債権回収高10,127,358千円（前年同期比5.6%増）、不動産関連業務の強化により買取不動産売却高4,209,611千円（同199.7%増）、債権共同買取業務等に伴う受託手数料及びその出資収益等によるその他収入1,610,453千円（同692.2%増）となり、合計では15,947,423千円（同42.4%増）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権回収原価5,811,669千円（前年同期比8.4%減）、不動産売却に伴う買取不動産売却原価2,953,777千円（同203.3%増）となり、その他9,280千円（同48.7%減）を合わせ、合計では8,774,727千円（同19.6%増）となりました。この結果、営業総利益は7,172,695千円（同85.8%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給与手当461,295千円（前年同期比30.2%増）、貸倒引当金繰入額1,175,017千円（同46.4%増）等を計上し、合計2,821,290千円（同45.9%増）となりました。この結果、営業利益は4,351,405千円（同125.8%増）となりました。

営業外収益は、117,058千円となり、営業外費用につきましては、主に資金調達の拡大に伴う支払利息396,694千円（前年同期比162.4%増）、シンジケートローン組成費用29,120千円等により、合計で438,865千円（同159.5%増）となりました。

この結果、経常利益は4,029,599千円（同128.7%増）となり、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を合わせて1,676,264千円（同132.6%増）を計上したことにより、当期純利益は2,353,334千円（同130.2%増）となりました。

なお、ニッシン債権回収㈱の業績（個別）につきましては、営業収益9,903,543千円（前期比9.4%減）、経常利益1,928,721千円（同16.8%増）、当期純利益1,137,970千円（同18.1%増）となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

平成17年3月に金融再生プログラムによる不良債権処理目標の最終年度末をむかえ、大手金融機関の不良債権処理はピークを越えたものの、今後、その処理ニーズにつきましては債権流動化案件や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われます。また、地方金融機関におきましては不良債権処理が本格化していくものと思われます。

一方、当業界におきましては、参入業者数の増加等から一層その競争が激化しており、今後は、特定金銭債権買取価額の上昇による利益率への影響が予想されます。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、引き続き営業及び内部体制の強化を図り、特定金銭債権の買取業務並びに効率的な回収業務を推進するとともに、将来的な事業基盤を拡大するべく不動産関連業及び事業再生関連業務等を強化し、総合的なサービシングビジネスを目指して事業分野の開

拓を図り、持続的な企業発展を目指してまいります。

なお、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

組織体制及び人材の確保

当社グループの業容拡大のスピードに見合った優秀な人材の確保とそれに伴う組織体制の整備

取引先の拡大

更なる特定金銭債権の買取拡大を目的に、全国の金融機関に向けた営業活動の積極展開

収益基盤の拡大

不動産関連事業および再生関連事業の充実を図り、市場環境の変化及び金融機関等の多様な不良債権処理ニーズに対応

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の資金調達の状況

(単位：千円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
短期借入金	1,599,700	20,685,000	13,993,800	8,290,900
長期借入金	13,080,924	17,510,000	7,214,856	23,376,067
社 債	210,000		60,000	150,000
合 計	14,890,624	38,195,000	21,268,656	31,816,967

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行及び親会社㈱ニッシンと当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結営業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び

貸出コミットメントの総額 12,800,000千円

借入実行金額 8,510,000千円

差引額 4,290,000千円

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結営業年度における当社グループの設備投資の総額は12,014千円であり、その主なものは、債権管理回収業務の強化を目的とした引当/償却システムの開発に伴う無形固定資産の取得6,571千円によるものであります。

(5) 企業集団並びに当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

期 別	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決 算 年 月	平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月
(1) 企業集団				
営 業 収 益		4,599,112	11,198,546	15,947,423
経 常 利 益		750,518	1,761,915	4,029,599
当 期 純 利 益		406,282	1,022,429	2,353,334
1株当たり当期純利益		38,859円88銭	8,327円66銭	4,360円70銭
総 資 産		6,684,925	20,474,730	40,903,402
純 資 産		1,544,084	4,687,513	6,649,248
自 己 資 本 比 率		23.1%	22.9%	16.3%
1株当たり純資産額		137,743円45銭	35,495円93銭	12,342円60銭
(2) 当社				
営 業 収 益	2,858,686	4,599,112	10,931,823	9,903,543
経 常 利 益	309,055	751,464	1,651,733	1,928,721
当 期 純 利 益	208,454	407,246	963,664	1,137,970
1株当たり当期純利益	18,785円42銭	38,954円62銭	7,843円01銭	2,081円42銭
総 資 産	3,337,933	6,685,871	20,366,402	36,623,552
純 資 産	634,401	1,545,048	4,629,713	5,376,083
自 己 資 本 比 率	19.0%	23.1%	22.7%	14.7%
1株当たり純資産額	61,380円19銭	137,830円04銭	35,057円05銭	9,969円62銭

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第3期が連結計算書類作成の初年度に該当するため、それ以前については連結計算書類を作成しておりません。
3. 第3期において純資産が増加いたしましたのは、主に平成15年11月及び平成16年2月の有償第三者割当増資によるものであります。
4. 第4期において純資産が増加いたしましたのは、主に平成16年9月の公募増資によるものであります。
5. 平成16年6月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
6. 平成16年12月20日付で、1株につき5株の割合をもって株式分割しております。
7. 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
8. 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

2. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子法人等8社及び持分法適用関連会社6社の計15社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

また、当社は、東京証券取引所市場第一部及びニューヨーク証券取引所の上場会社である株式会社ニッシンの連結子法人であります。

当社は、総合金融サービスを提供する株式会社ニッシンより債権管理回収のノウハウを継承し、同社の100%出資により平成13年7月に設立された債権回収会社であります。当社は、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等（以下「金融機関等」という。）が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社が買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

事業の種類	会社名	事業内容	摘要
債権買取・ 管理回収事業	ニッシン債権回収(株)	債権買取、管理回収及び、管理回収受託	当社
	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	投資・不動産関連事業	連結子法人等
	(有)ミヤコキャピタル	債権買取	
	(有)シー・エヌ・インベストメンツ	不動産関連事業	
	(有)ジェイ・ツー・中国投資	投資事業	
	他4社		
	(有)シー・エヌ・キャピタル	債権買取	持分法適用 関連会社
	(有)シー・エヌ・ツー		
	(有)シー・エヌ・スリー		
	(有)シー・エヌ・フォー		
	三洋パシフィック投資顧問(株)	企業再生ファンドの運営	
	他1社		

(2) 企業集団の主要な営業所

当社の営業所等

本社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

主な子法人等の営業所等

子法人等の名称	営業所等の名称	設備の内容	所在地
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ミヤコキャピタル	本社	事務所	京都市中京区
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ジェイ・ツー・中国投資	本社	事務所	東京都新宿区

(3) 株式の状況

株式の種類 普通株式

会社が発行する株式の総数 1,600,000株

発行済株式の総数 536,400株

- (注) 1. 平成17年2月14日開催の取締役会において、平成17年5月20日付をもって当社の発行する株式の総数を400,000株から800,000株に、平成17年8月4日開催の取締役会において、平成17年11月21日付をもって当社の発行する株式の総数を800,000株から1,600,000株にそれぞれ変更いたしました。
2. 平成18年2月6日開催の取締役会において、平成18年4月1日付をもって平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割することを決議いたしました。
- これにより、発行済株式総数は、株式の分割により増加する株式数536,400株を加え、合計1,072,800株となります。

当期中の株式の発行

区分	発行した株式の数	増加した資本金	増加した資本準備金
株式分割	399,300株	千円	千円
新株予約権の行使	5,400株	10,200千円	10,200千円
合計	404,700株	10,200千円	10,200千円

当期末株主数

7,859名

(前期末比4,916名増)

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ニ ッ シ ン	400,000株	74.57%	株	%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,733	1.63		
天 野 量 公	6,000	1.12		
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,906	0.91		
ア イ ル ラ ン ド ス ペ シ ャ ル ジ ャ ス テ ィ ッ ク レ ン デ ィ ン グ ア カ ウ ン ト (常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行)	4,789	0.89		
寄 岡 正 一	4,000	0.75		
合 田 益 己	3,600	0.67		

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

	第 1 回	第 3 回	第 4 回
株主総会の特別決議日	平成14年 9 月 9 日	平成16年 3 月30日	平成17年 6 月21日
取締役会決議日	平成14年 9 月26日	平成16年 3 月30日	平成17年 7 月19日
新株予約権の数	20個	170個	605個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株	6,800株	1,210株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,250円	1株当たり12,500円	1株当たり103,098円
新株予約権の権利行使期間	平成16年10月 1 日 ～ 平成19年 9 月30日	平成18年 4 月 1 日 ～ 平成21年 3 月31日	平成19年 7 月 1 日 ～ 平成22年 6 月30日

(注) 平成18年 4 月 1 日の株式分割(1:2)により新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は、平成18年 4 月 1 日以降以下のとおり調整されております。

	第 1 回	第 3 回	第 4 回
新株予約権の目的となる株式の数	1,600株	13,600株	2,420株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり625円	1株当たり6,250円	1株当たり51,549円

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

第 4 回	
株主総会の特別決議日	平成17年 6 月21日
新株予約権の数	655個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	655株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり206,195円
新株予約権の権利行使期間	平成19年 7 月 1 日～平成22年 6 月30日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問及び従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の付与を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めたとるによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。
新株予約権の消却事由及び条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」により新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。</p>
有利な条件の内容	当社、当社の子会社の取締役、監査役、顧問及び従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）のうち当社の取締役会が認めた者に対して、新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名又は名称並びに割当を受けた新株予約権の数

当社の取締役

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数（分割調整後）
取締役	豊嶋秀直	50個	普通株式 50株 (100株)

当社の顧問

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数（分割調整後）
当社顧問	杉本亨	50個	普通株式 50株 (100株)
当社顧問	森田昌弘	30個	普通株式 30株 (60株)
当社顧問	高田千早	30個	普通株式 30株 (60株)
当社顧問	杉林之雄	10個	普通株式 10株 (20株)
当社顧問	福井公夫	10個	普通株式 10株 (20株)
当社顧問	森利弘	10個	普通株式 10株 (20株)

関係会社の取締役

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数（分割調整後）
関係会社取締役	鴨頭佳直	30個	普通株式 30株 (60株)

当社従業員並びに関係会社の従業員に割当した新株予約権の区分ごとの付与総数等

区分	付与した者の総数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数（分割調整後）
当社従業員	33名	415個	普通株式 415株 (830株)
関係会社の従業員	2名	20個	普通株式 20株 (40株)

(注) 第4回新株予約権の目的となる株式の数は、平成17年11月21日付及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により調整されておりますが、平成18年3月31日現在の調整後の株式の数を()で記載しております。

(7) 企業集団の従業員の状況

平成18年3月31日現在

区 分	債権投資・管理回収部門	合 計
従業員数(名)	74 (7)	74 (7)

- (注) 1. 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 従業員が最近1年間に15名増加しておりますが、主として事業規模の拡大に伴うものであります。

(8) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社ニッシンであり、同社は当社の株式を400,000株(出資比率74.57%)保有しております。

株式会社ニッシンの代表取締役会長である寄岡秀夫氏を当社取締役として招聘し、当社取締役清水克敏氏は、株式会社ニッシンの執行役員を兼任しております。

重要な子法人等の状況

会 社 名	資本金又は 出 資 金 (千円)	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主要な事業内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,000	100.0	投資・不動産関連 事業
(有)ミヤコキャピタル	3,000	100.0	債権買取
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	3,000	100.0	不動産関連事業
(有)ジェイ・ツー・中国投資	3,000	100.0	投資事業
他4社			

重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は 出資金 (千円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
(有)シー・エヌ・キャピタル	3,000	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・ツー	7,000	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・スリー	6,000	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・フォー	6,000	50.0	債権買取
三洋パシフィック投資顧問(株)	35,000	35.0	企業再生 ファンドの運営
他1社			

(注) (有)シー・エヌ・スリーは、シー・エヌ・スリー・インベスターズLLCを通じて間接所有している会社ですが、影響力基準に基づいて持分法適用関連会社にしております。

企業結合の経過

- 1) 平成17年8月30日付で(有)ジェイ・ワン・インベストメンツの100%子法人として(有)シー・エヌ・インベストメンツ(連結子法人)を設立し不動産関連事業を開始いたしました。
- 2) 平成17年11月1日付で、連結子法人等(有)ジェイ・ツー・中国投資を設立し、中国不良債権投資事業を開始いたしました。
- 3) 平成17年6月1日付で、持分法適用関連会社(有)シー・エヌ・フォーを設立し、債権買取業を開始いたしました。
- 4) 平成18年3月30日付で、企業再生ファンドの運営を手掛ける三洋パシフィック投資顧問(株)への出資比率を従来の14%から35%に引き上げ、持分法適用関連会社としました。
- 5) 上記の他、当連結営業年度において株式の取得等により連結子法人等が4社増加しております。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記の「重要な子法人等の状況」に記載の8社であり、持分法適用関連会社は上記の「重要な関連会社の状況」に記載の6社であります。

なお、当期の連結業績につきましては、2頁の「(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社みずほ銀行 シンジケートローン	4,170,000千円		
株式会社ニッシン	3,900,000	400,000株	74.57%
株式会社徳島銀行	2,657,000		
住商ファイナンス株式会社	1,958,270		
株式会社愛媛銀行	1,789,000		

(10) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	天野量公	
常務取締役	合田益己	事業開発部長
取締役	清水克敏	アセットマネジメント部担当
取締役	豊嶋秀直	弁護士
取締役	寄岡秀夫	株式会社ニッシン代表取締役会長
常勤監査役	新名忠矩	
監査役	吉本修二	弁護士
監査役	山田啓之	税理士

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成17年6月21日開催の第4期定時株主総会において、豊嶋秀直氏は取締役新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

取締役高原誠氏は、平成17年6月21日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(3) 平成17年7月1日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
合田益己	常務取締役事業開発部長	常務取締役

(4) 平成17年9月5日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
清水克敏	取締役アセット マネジメント部担当	取締役アセット マネジメント部長

2. 取締役嵯岡秀夫氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 取締役豊嶋秀直氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
4. 監査役吉本修二、山田啓之の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(11) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	5	51,115	3	15,000	8	66,115
利益処分による役員賞与	4	10,800	3	1,900	7	12,700
計		61,915		16,900		78,815

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(1名)に対する使用人給与として3,255千円を支給しております。
2. 支給人員には当期中に任期満了により退任した取締役1名が含まれております。なお、取締役嵯岡秀夫氏は無報酬であります。

(12) 会計監査人に対する報酬等の額

項 目	金 額
当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	8,000千円
上記のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	8,000千円
上記のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	8,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査報酬と証券取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、の金額には証券取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年2月6日開催の取締役会により、下記のとおり株式の分割を決議いたしました。

(1)分割の方法	平成18年3月31日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。
(2)分割により増加する株式の種類	普通株式
(3)分割により増加する株式数	536,400株
(4)株式分割の日	平成18年4月1日
(5)新株の配当起算日	平成18年4月1日

(注) この営業報告書に記載の金額は表示単位未満を切り捨てしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	32,917,536	流動負債	19,781,676
現金及び預金	3,191,525	短期借入金	8,290,900
買取債権	24,038,792	一年内返済予定長期借入金	8,993,882
買取不動産	6,126,361	一年内償還予定社債	60,000
前払費用	48,268	未払金	170,032
繰延税金資産	720,346	未払費用	159,886
未収収益	3,859	未払法人税等	1,385,721
未収入金	60,256	預り金	501,633
立替金	7,498	預り敷金	177,296
預け金	425,398	その他	42,324
その他	87,070	固定負債	14,472,478
貸倒引当金	1,791,842	社債	90,000
固定資産	7,985,866	長期借入金	14,382,185
有形固定資産	25,713	その他	292
建物	20,837	負債合計	34,254,154
器具備品	4,875	少数株主持分	
無形固定資産	8,411	少数株主持分	
ソフトウェア	8,411	資本の部	
投資その他の資産	7,951,741	資本金	1,695,075
投資有価証券	83,363	資本剰余金	1,481,325
出資金	7,458,422	利益剰余金	3,472,848
長期貸付金	132,700	資本合計	6,649,248
関係会社長期貸付金	172,336	負債、少数株主持分 及び資本合計	40,903,402
長期前払費用	31,880		
繰延税金資産	587		
その他	72,450		
資産合計	40,903,402		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
買取債権回収高	10,127,358	
買取不動産売却高	4,209,611	
受託手数料	219,592	
その他の	1,390,861	15,947,423
営業費用		
債権回収原価	5,811,669	
買取不動産売却原価	2,953,777	
その他の原価	9,280	8,774,727
営業総利益		7,172,695
販売費及び一般管理費		2,821,290
営業利益		4,351,405
営業外収益		
受取利息	4,067	
持分法による投資利益	9,980	
為替差益	16,623	
匿名組合出資収益	69,476	
その他の	16,911	117,058
営業外費用		
支払利息	396,694	
社債利息	3,024	
新株発行費	6,715	
シンジケートローン組成費用	29,120	
その他の	3,310	438,865
経常利益		4,029,599
税金等調整前当期純利益		4,029,599
法人税、住民税及び事業税	1,884,877	
法人税等調整額	208,612	1,676,264
当期純利益		2,353,334

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- (1) 連結子法人等の数 8社
- (2) 連結子法人等の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他4社
- (3) (有)シー・エヌ・インベストメンツ、(有)ジェイ・ツー・中国投資及びその他1社は、当連結営業年度に新たに設立したことにより連結子法人等となったこと、また当連結営業年度において株式の取得等により増加した連結子法人等3社と合わせて計6社増加しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 6社
- (2) 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)ニッシンメディカル・パートナーズ、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、三洋パシフィック投資顧問(株)
- (3) (有)シー・エヌ・フォーは、当連結営業年度において新たに設立したことにより、また、三洋パシフィック投資顧問(株)は、株式の追加取得により持分法適用関連会社となりました。なお、(有)シー・エヌ・スリーは、シー・エヌ・スリー・インベンスターズLLCを通じて間接所有している会社ですが、影響力基準に基づいて持分法適用関連会社にしております。
- (4) 決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・スリー並びに(有)シー・エヌ・フォーは、同社の決算に基づく計算書類を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・ツーは、同社の仮決算に係る第3四半期計算書類を使用しております。(有)ニッシンメディカル・パートナーズの決算日は8月31日であり、持分法の適用については、同社の営業年度に係る中間計算書類を使用しております。三洋パシフィック投資顧問(株)の決算日は3月31日であり、持分法の適用については同社の営業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子法人等の営業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	12月31日
他 2社	12月31日

(有)シー・エヌ・インベストメンツ及び他2社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

・ヘッジ対象

市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金）

ヘッジ方針

資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。

ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の

相関性を判定することにより評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

(会計方針の変更)

債権買取先において代理受領により回収された債務者からの弁済金及びその対応原価については、従来、それぞれ買取債権回収高（営業収益）及び債権回収原価（営業費用）として処理しておりましたが、代理受領による買取債権回収高が増加傾向にあることに鑑み、代理受領による回収高の不安定性を期間損益から排除するとともに当社グループの直接的営業活動の成果を反映し、連結損益計算書においてより適切な経営実態を表示するため、当連結営業年度から、代理受領による買取債権回収高（営業収益）及びその対応原価である債権回収原価（営業費用）を相殺処理する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、買取債権回収高（営業収益）及び債権回収原価（営業費用）がそれぞれ881,917千円減少しております。

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結営業年度の費用として処理しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却につきましては、金額的重要性が低いため、発生年度に一括償却しております。

・連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,327千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金及び預金 927,515千円

買取債権 380,420千円

買取不動産 1,015,845千円

なお、上記以外に親会社(株)ニッシンの金融機関からの借入金に対し買取不動産
377,271千円を担保に供しております。

・連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益 4,360円70銭

・連結損益計算書上の当期純利益、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益及びこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主要な内訳

連結損益計算書上の当期純利益 2,353,334千円

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 2,324,654千円

これらの差額（普通株主に属しない金額）の主要な内訳

当期利益処分案の役員賞与 28,680千円

・1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式 533,092株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古藤 智弘 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いニッシン債権回収株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針(6)に記載されているとおり、債権買取先において代理受領により回収された債務者からの弁済金及びその対応原価については、会社は、従来、買取債権回収高(営業収益)及び債権回収原価(営業費用)を総額計上していたが、当営業年度から、買取債権回収高及び債権回収原価を相殺する方法に変更している。この変更は、代理受領による買取債権回収高が増加傾向にあることに鑑み、代理受領による回収高の不安定性を期間損益から排除するとともに会社の直接的営業活動の成果を反映し、連結損益計算書においてより適切な経営実態を表示するための変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 5 期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け監査するとともに、必要に応じて子法人等に対し会計に関する報告を求め、その業務並びに財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子法人等調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年 5 月23日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 新 名 忠 矩 (印)

監 査 役 吉 本 修 二 (印)

監 査 役 山 田 啓 之 (印)

(注) 監査役吉本修二及び監査役山田啓之は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第 1 項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,574,429	流動負債	18,574,903
現金及び預金	2,501,996	短期借入金	8,290,900
買取債権	21,520,276	一年内返済予定長期借入金	8,993,882
買取不動産	151,730	一年内償還予定社債	60,000
前払費用	46,676	未払金	87,230
繰延税金資産	636,102	未払費用	159,886
関係会社短期貸付金	1,142,328	未払法人税等	465,481
未収収益	73,337	預り金	492,800
未収入金	60,003	その他	24,722
預け金	214,241	固定負債	12,672,565
その他	8,438	社債	90,000
貸倒引当金	1,780,703	長期借入金	12,582,185
固定資産	12,049,123	その他	379
有形固定資産	25,713	負債合計	31,247,468
建物	20,837	資本の部	
器具備品	4,875	資本金	1,695,075
無形固定資産	8,411	資本剰余金	1,481,325
ソフトウェア	8,411	資本準備金	1,481,325
投資その他の資産	12,014,998	利益剰余金	2,199,683
投資有価証券	45,000	利益準備金	2,060
関係会社株式	55,000	任意積立金	1,000,000
出資金	228,457	別途積立金	1,000,000
関係会社出資金	23,350	当期末処分利益	1,197,623
長期貸付金	132,700		
関係会社長期貸付金	11,458,929	資本合計	5,376,083
長期前払費用	8,911		
繰延税金資産	587	負債・資本合計	36,623,552
その他	62,061		
資産合計	36,623,552		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
買取債権回収高	9,556,502	
受託手数料	226,430	
その他の	120,610	9,903,543
営業費用		
債権回収原価	5,294,888	
その他の原価	375	5,295,264
営業総利益		4,608,278
販売費及び一般管理費		2,655,955
営業利益		1,952,323
営業外収益		
受取利息	324,202	
匿名組合出資収益	69,476	
為替差益	16,623	
その他の	2,883	413,185
営業外費用		
支払利息	396,694	
社債利息	3,024	
新株発行費	6,715	
シンジケートローン組成費用	29,120	
その他の	1,232	436,787
経常利益		1,928,721
税引前当期純利益		1,928,721
法人税、住民税及び事業税	917,213	
法人税等調整額	126,462	790,750
当期純利益		1,137,970
前期繰越利益		327,253
中間配当額		267,600
当期末処分利益		1,197,623

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

・重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のないもの……移動平均法による原価法
2. デリバティブに係る評価基準及び評価方法
時価法
3. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産……定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
長期前払費用……均等償却によっております。
4. 繰延資産の処理方法
新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
6. 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準
買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

（会計方針の変更）

債権買取先において代理受領により回収された債務者からの弁済金及びその対応原価については、従来、それぞれ買取債権回収高（営業収益）及び債権回収原価（営業費用）として処理しておりましたが、当営業年度から、代理受領による買取債権回収高（営業収益）及びその対応原価である債権回収原価（営業費用）を相殺処理する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、買取債権回収高（営業収益）及び債権回収原価（営業費用）がそれぞれ881,917千円減少しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

・ヘッジ対象

市場金利の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金）

ヘッジ方針

資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。

ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより、評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として計上しております。

・貸借対照表の注記

1. 支配株主に対する負債	
短期借入金	3,900,000千円
2. 関係会社に対する資産	
未収収益	124,104千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	12,327千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な資産としてコンピュータ・システム一式等があります。	
5. 担保に供している資産	
普通預金	927,515千円
買取債権	380,420千円

・損益計算書の注記

1. 支配株主との取引高	
営業取引以外の取引高	
顧問料	5,733千円
営業外収益（その他）	75千円
支払利息	14,918千円
2. 関係会社に対する取引高	
営業取引の取引高	113,895千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	322,741千円
営業外収益（その他）	1,495千円
3. 1株当たり当期純利益	2,081円42銭
・損益計算書上の当期純利益、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益及びこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主要な内訳	
損益計算書上の当期純利益	1,137,970千円
普通株式に係る当期純利益	1,109,590千円
普通株主に帰属しない金額の内訳	
当期利益処分案による役員賞与	28,380千円
・1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式	533,092株

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金	額
当期未処分利益 これを次のとおり処分いたします。		1,197,623,818
利益配当金 (1株につき820円00銭)	439,848,000	
役員賞与金 (うち監査役分)	28,380,000 (2,280,000)	
任意積立金		
別途積立金	500,000,000	968,228,000
次期繰越利益		229,395,818

(注) 平成17年12月12日に1株につき1,000円00銭、総額267,600,000円の間接配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古藤 智弘 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針6.に記載されているとおり、債権買取先において代理受領により回収された債務者からの弁済金及びその対応原価については、会社は、従来、買取債権回収高（営業収益）及び債権回収原価（営業費用）を総額計上していたが、当営業年度から、買取債権回収高及び債権回収原価を相殺する方法に変更している。この変更は、代理受領による買取債権回収高が増加傾向にあることに鑑み、代理受領による回収高の不安定性を期間損益から排除するとともに会社の直接的営業活動の成果を反映し、損益計算書においてより適切な経営実態を表示するための変更であり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月23日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 新 名 忠 矩 ㊞

監 査 役 吉 本 修 二 ㊞

監 査 役 山 田 啓 之 ㊞

(注) 監査役吉本修二及び監査役山田啓之は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

536,400個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第5期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類29頁に記載のとおりであります。

当社は、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目標とすることとしております。

当期の利益配当金につきましては、これに準じ1株につき820円とさせていただきますと存じます。

なお、平成17年12月に実施した中間配当1,000円は、平成17年11月21日付をもって1株を2株に株式分割しておりますので、調整後の中間配当は500円となり、年間配当額は、1株につき1,320円となります。この結果、連結当期純利益に対する配当性向は、30.1%となります。

当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役5名及び監査役3名に対し、役員賞与28,380,000円（うち監査役賞与2,280,000円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。)及び法務省令が平成18年5月1日に施行され、株式会社の定款が当該法令に基づき作成されることに伴い、所要の変更を行うものであります。

- (1) 整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第4条(機関)、第7条(株券の発行)、第8条第1項(株主名簿管理人)のとおり明記するものであります。
- (2) 会社法及び法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示する場合は、株主の皆様様に提供したものとみなすことが可能になりましたので、株主の皆様様の利便性を高めること及び招集の費用を削減することを目的として、変更案第13条(株主総会参考書類等のインターネット開

示とみなし提供)を新設するものであります。

- (3) 会社法第 370 条により、取締役会における決議の省略が認められたことに伴い、取締役会決議を必要に応じて機動的に行うことが可能となるように、変更案第 22 条(取締役会の決議方法)第 2 項を新設するものであります。
- (4) 補欠監査役の選任決議の有効期間を、原則として 4 年とするため、変更案第 28 条(補欠監査役の予選の効力)のとおり定めるものであります。
- (5) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を充分に発揮することができるよう変更案第 35 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。
- (6) 会社法第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能になりましたので、機動的な資本政策を行えるように、変更案第 39 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。また、これに合わせて、現行の第 37 条(中間配当)を削除しております。
- (7) 毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当及び毎年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当の基準日を定めると共に、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当が可能であることを変更案第 40 条(剰余金の配当の基準日)に定めるものであります。
- (8) その他会社法の文言に合わせると共に、条文の新設に伴う必要な条数の繰下げ、条文の追加、削除その他の修正及び字句の変更等の整備を行うものであります。

なお、変更案第 25 条及び第 35 条は、現行の第 23 条及び第 34 条を含めて規定する趣旨であり、変更案第 25 条については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、ニッシン債権回収株式会社と称し、英文では、NISSIN SERVICER CO., LTD. と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 債権管理回収業 2. 債権管理回収業に関する特別措置法第12条第1号に定める特定金銭債権の管理または回収業務 3. 不動産の売買、交換若しくは賃貸又はその代理若しくは媒介業 4. 古物の売買及び仲介業 5. 集金代行業務 6. 債権管理事務、財務書類の調査及び会計事務の事務代行業 7. 金銭の貸付、投資、各種債権の売買、債務の保証、引受、その他金融業務 8. 貸金業の仲介業務 9. 債務者に関する調査業務 10. 不動産、債権その他の資産の適正評価に関する業務 11. 住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売 12. 不動産に関するコンサルティング業務 13. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋仲介業務及びそのコンサルティング 14. 資産の売買、管理及び運営に関するコンサルティング 15. 債権管理に関するコンサルティング業務 16. 有価証券、抵当証券、信託受益権の保有、運用管理、売買 	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. 資産流動化又は資産運用等ストラクチャード・ファイナンスの目的となった不動産その他の資産並びにその管理及び処分により生ずる資産のアセット・マネジメント業務及びプロパティ・マネジメント業務</p> <p>18. 資産流動化又は資産運用等ストラクチャード・ファイナンスを組成する特別目的会社等の事業体又はこれに係る事業体に係る次の業務</p> <p>(1) ストラクチャード・ファイナンスの契約又は法律に基づき行なうべき上記事業体の資産の処分又は管理等一切の業務の管理及び執行の受託</p> <p>(2) ストラクチャード・ファイナンスの契約に基づく、上記事業体の企業管理又は経営の受託</p> <p>(3) 上記事業体に対する貸金業</p> <p>19. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公示の方法)</p> <p>第4条 当社の<u>公告は、電子公告により行う。</u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。</u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3,200,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 6 条 当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 7 条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,200,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>株主の議決過半数</u>で行なう。</p> <p><u>商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の<u>株主</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>で行なう。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の<u>株主1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="179 158 481 181">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="128 219 212 241">(員数)</p> <p data-bbox="128 249 537 302">第14条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p data-bbox="128 340 257 362">(選任方法)</p> <p data-bbox="128 370 537 415">第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="218 423 537 536">取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決過半数で行なう。</p> <p data-bbox="218 574 537 627">取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="128 665 212 687">(任期)</p> <p data-bbox="128 695 537 778">第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="173 808 537 922">— <u>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="128 960 436 982">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="128 990 537 1035">第17条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p data-bbox="218 1043 537 1186">取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p data-bbox="621 158 924 181">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="560 219 644 241">(員数)</p> <p data-bbox="560 249 812 272">第16条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="560 340 700 362">(選任方法)</p> <p data-bbox="560 370 812 393">第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="655 423 980 567">取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>で行なう。</p> <p data-bbox="666 574 812 597">(現行どおり)</p> <p data-bbox="560 665 655 687">(任期)</p> <p data-bbox="560 695 980 801">第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="560 808 655 831">(削除)</p> <p data-bbox="560 960 879 982">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="560 990 812 1013">第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="666 1043 812 1065">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 (現行どおり) (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>ただ</u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>ただし</u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第22条 (現行どおり) — <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(<u>取締役会の議事録</u>) 第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(第24条から移動)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(第24条へ移動)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第25条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>— <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>— <u>監査役および補欠者の選任決議は、株主総会の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>— <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>— <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>— 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(補欠監査役の予選の効力) <u>第28条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第32条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
	<p>— 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>前項の金銭については、利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	天野量公 (昭和22年9月22日)	昭和50年8月 日新商事（現株式会社ニッシン）入社 平成12年10月 同社取締役総合企画部長付部長就任 平成13年7月 当社取締役副社長就任 平成14年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	6,000株
2	合田益己 (昭和29年5月13日)	昭和54年6月 日新商事（現株式会社ニッシン）入社 平成12年10月 同社管理部長 平成13年7月 当社取締役審査部長就任 平成14年6月 当社取締役審査部長兼総務部長就任 平成15年6月 当社取締役総務部長就任 平成16年1月 当社常務取締役総務部長就任 平成16年6月 当社常務取締役就任 平成17年7月 当社常務取締役事業開発部長 現在に至る	3,600株
3	清水克敏 (昭和29年4月9日)	平成11年4月 株式会社リサ・パートナーズ取締役就任 平成14年10月 株式会社エイマックス取締役就任 平成15年6月 当社審査部長 平成16年1月 当社取締役審査部長就任 平成16年3月 当社取締役アセットマネジメント部長就任 平成17年9月 当社取締役アセットマネジメント部担当 現在に至る	950株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 株式の数
4	豊嶋秀直 (昭和14年3月30日)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和63年12月 東京高等検察庁検事 平成5年7月 最高検察庁検事 平成9年12月 公安調査庁長官 平成12年11月 福岡高等検察庁検事長 平成13年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	株
5	寄岡秀夫 (昭和3年5月14日)	昭和35年5月 株式会社日新商事(現株式会社ニッシン)代表取締役社長就任 平成12年6月 株式会社ニッシン代表取締役会長就任 平成13年5月 株式会社日新ビル代表取締役社長就任 平成15年10月 当社監査役就任 平成16年1月 当社取締役 現在に至る (他の会社の代表状況) 株式会社ニッシン代表取締役会長 株式会社日新ビル代表取締役社長	株

- (注) 1. 豊嶋秀直氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士の候補者であります。
2. 寄岡秀夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、社外監査役2名を含む監査役4名の監査体制を構築いたしたく新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 株式数
森田昌弘 (昭和14年9月18日)	昭和38年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和56年11月 同社金融法人部次長 昭和63年8月 株式会社ジェーシービー（出向）同社業務推進部長 平成16年10月 当社顧問 現在に至る	株

(注) 監査役候補者森田昌弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定の件

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社の業績と株主価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役にストックオプションを付与したいと存じます。

会社法(平成17年法律第86号)施行前におきましては、ストックオプションは、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するための議案として、株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後においては、当社の取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、本総会においては、取締役に対するストックオプションのための報酬等を決定する議案として、株主総会の普通決議によるご承認をお願いいたしますと存じます。

そこで、平成13年8月2日開催の臨時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬枠「年額1億5,000万円以内」とは別枠として、各事業年度において、当社取締役に対するストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠を、年額5千万円を上限として設ける旨を提案するものです。

当該報酬等の額につきましては、新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数(年間1,000個を上限とする。)を乗じた額を勘案し定めたものであります。

また、取締役選任に関する議案が原案どおり可決されますと取締役の員数は5名となります。

なお、この報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分の給与を含まないものといたします。

(新株予約権の内容)

1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式 1,000株を、1年間の上限とする。

なお、当社が普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

2. 新株予約権の総数

合計1,000個を、1年間の上限とする。

なお、本件新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式1株とする。

ただし、1.に定める「当社が必要と認める処理」を行った場合は、新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次により決定される1株当たりの行使価額に、2. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.1から1.5の間で新株予約権の募集事項を決定する取締役会が決定する数値を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする

なお、新株予約権割当日後に、当社が普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合、その他1株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

4. 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌月1日から当該決議の日後5年間を経過する日までの範囲で、当該取締役会の定めるところによる。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、原則として、当社の取締役であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、又は当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、この限りではない。その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

7. 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京
3階「大和の間」
TEL(03)3344-5111



交通機関

- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」 徒歩2分
- ・都営大江戸線「都庁前駅」 徒歩3分
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口） 徒歩10分
- ・ホテル専用のシャトルバス（無料）が新宿駅西口京王デパート前のバス停21番乗り場から午前9時20分と40分に発車します。